

平成 2 5 年 3 月定例会 原案可決・全会一致

議会案第 17 号

政府の平成25年度地方財政対策及び地方公務員の給与等に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 大 城 宏 之

政府の平成25年度地方財政対策及び地方公務員の給与等に関する意見書

政府の平成25年度地方財政対策には、平成25年7月から地方公務員給与を国家公務員同様に削減することを前提とした給与費8,504億円の減額、給与費削減分の「全国防災事業費(地方負担分)」、「緊急防災・減災事業費」、「地域の元気づくり事業費」への充当が盛り込まれている。また「地域の元気づくり事業費」については「算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映する」とされている。

今回の地方公務員給与の取扱いは、本来、地方固有の財源である地方交付税を国の政策目的達成の手段に使うもので、地方自治への不当な介入であり、地方自治の根幹に関わる重大な問題である。

また、地方公務員の給与の大幅な減額は、東日本大震災からの復旧・復興に昼夜なく働いている被災地自治体職員の士気にかかわるとともに、地域の地場賃金引き下げにも連動し、経済界に対し民間給与の引き上げを要請している政府の立場とも矛盾する。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地方公務員の給与は、地方公務員法により、個々の自治体において自主的に決定されるものであり、その自主性を尊重すること。地方公務員の給与削減を要請するなど、地方自治への介入は一切行わないこと。
- 2 地方交付税の基準財政需要額の算定にあたり、地方公務員給与費について国家公務員と同様の削減を行わないこと。
- 3 「全国防災事業債」、「緊急防災・減災事業債」について、地方公務員の給与、職員削減を国の同意要件としないこと。
- 4 「地域の元気づくり事業費」の算定にあたっては、給与、職員削減を反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月8日

郡山市議会